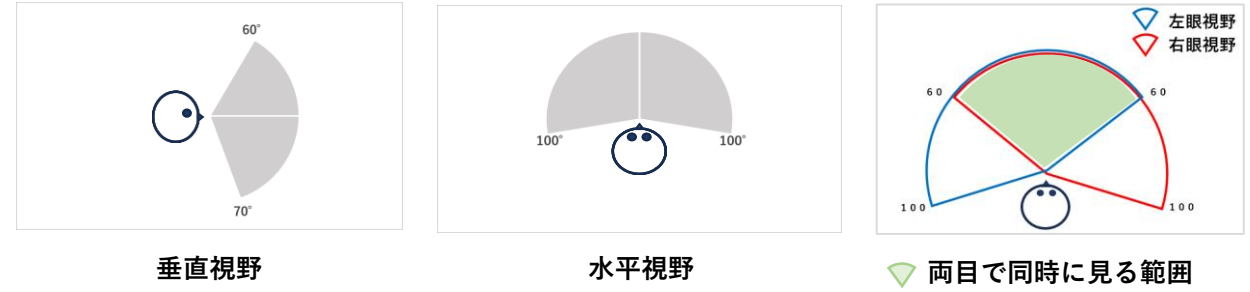


今回の診療技術部たよりの担当は医療技術科（視能訓練士）です。
今回のテーマは「視野」です。

視野とは

「片目で一点を固視したときに物の見える範囲」で、「広さ」という概念で知られています。
広さで考えると、正常者で、片目では上側で約60度、下側に約70度、耳側に約100度、鼻側60度の広さがあり、両目で同時に見える範囲は左右で120度、両眼視野は200度です。



ちなみに、色々な動物の視野ですが動物種によって、視野が異なります。
それは、生きていくために必要な視野情報の違いがあるからです。

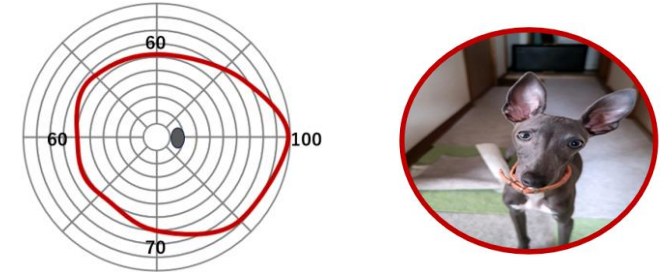


視野の「広さ」が認定基準となる制度

1. 視覚障害認定基準

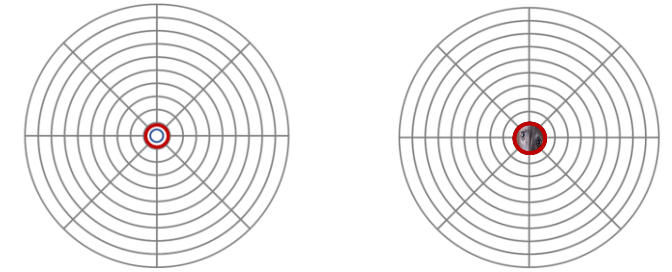
視覚障害は大きく2種類に分けられます。
・視力障害：視力が著しく低いため発生する視覚障害（視力障害の等級判定は1級から6級）
・視野障害：視野が著しく狭くなるために発生する視覚障害
視力が障害認定基準より良い視力であっても、認定されます。（視野障害の等級判定は2級から5級）

■ 正常



■ 視野障害 2級の判定基準（ゴールドマン視野計）

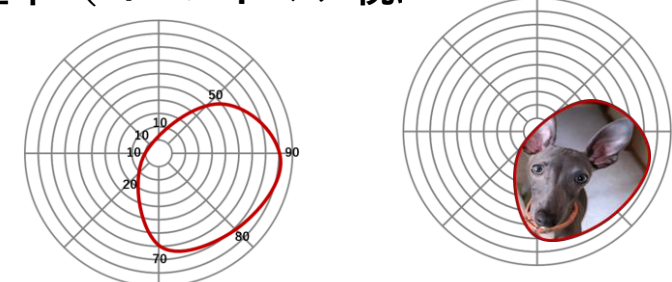
- ・周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下
(1/4 視標)
- ・両眼中心視野角度28度以下
(1/2 視標)



視野障害 2級の検査結果例 見え方

■ 視野障害 5級の判定基準（ゴールドマン視野計）

- ・両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
(1/4 視標)



視野障害 5級の検査結果例 見え方

2. 運転免許証の基準

普通運転免許において、視力の合格基準は、
・両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上
・一眼視力が0.3に満たない場合、
他眼視野が**左右150度以上**かつ視力0.7以上
(道路交通法第97条、道路交通法施行規則第23条)

正常者は、
鼻側60度と耳側100度、左右合計160度の広さなので
鼻側、耳側に合計10度を超える視野障害があると
運転免許の取得と更新は難しくなります。

